

医療関係

・ 医療機関の第三者評価の充実	39
・ 医療機関経営に株式会社方式を認めるなど、経営形態の在り方の見直し	40
・ 医療機関経営に株式会社方式を認めるなど、経営形態の在り方の見直し（反対）	41
・ 医師等の資格の撤廃	42
・ 医師等の免許の更新制度の導入	43
・ 医師等の臨床研修の充実	44
・ 看護婦の臨床研修の充実	45
・ 在宅医療促進のための看護婦の業務内容の見直し	46
・ 医療分野における労働者派遣規制の見直し	47
・ 管理栄養士の有効活用のための規制緩和	48
・ 病床規制について	49
・ 医療のデータベース化・ネットワーク化について	50
・ 医療情報のIT化	51
・ カルテ・レセプトの電子化による医療機関への情報開示義務づけ	52
・ 医療機関の広告規制の緩和	53
・ 電子化された診療録等の外部保存について	54
・ レセプトの電子媒体による保存	55
・ 遠隔医療の適用の拡大	56
・ 保険者機能の強化	57
・ レセプト電算処理システムに係る個別指定制度の廃止、審査支払事務の効率化	58
・ 社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電算化	59
・ 社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示	60
・ 医療に関する情報公開（審査支払機関に被保険者の代表を入れる）	61
・ 健康保険組合の適用・給付業務の外部委託	62

・健康保険法に関する認可事項の届出事項への緩和	63
・保険医の定年制	64
・健康保険組合の継続療養制度の廃止	65
・任意継続被保険者制度の見直し	66
・老人保健拠出金算定方法の見直し（過大過少申告の基準について）	67
・診療報酬体系の見直し	68
・新規医療機器及び医療技術における混合診療の容認、特定療養費制度の問題点の改善	69
・医療機器・医薬品の価格算定改革	70
・「205円ルール」の廃止	72
・遠隔医療に関する診療報酬上の適正な位置づけ、看護補助者の業務に関する民間委託の容認、診療報酬改定の早期化	73
・初診料における時間外・休日加算の基準の明確化	75
・鍼灸マッサージに係る健康保険適用について	76
・柔道整復師に対する支払業務の簡素化	77
・医薬分業の推進	78
・薬剤費削減のための制度改正（代替調剤の導入）	79
・処方箋の電子メール配信の規制緩和	80
・治験を実施しうる医師等の職員数の充実及び施設整備（国立大学、国立病院）	81
・「生活習慣病予防」への国民的取り組みの強化	82
・予防接種の充実	83
・健康保険の届出事務について、本社での一括適用を認める	84
・社会保険における各種届出の電子媒体化	85
・雇用保険と厚生年金・健康保険の資格取得・喪失の届出手続の一元化	86
・標準報酬月額の時改定見直し（随時規定の廃止）	87

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会、経済団体連合会	
項目	医療機関の広告規制の緩和			
意見・要望等の内容	競争原理を働かせるためにも、医療機関の広告は原則自由化すべきである。			
関係法令	医療法第69条	共管	なし	
制度の概要	医療法第69条において、医業等に関する広告については、原則禁止し、事実や客観性がある情報など検証可能事項については、個別に広告しうる事項として追加していく方式（ポジティブリスト方式）をとっている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野ウ】 医療機関や医療従事者についての事実や客観的事項かつ検証可能な事項については、幅広く広告できるものとし、診療内容に関する事項など検証困難なものについては、その広告の可否について慎重な検討を加えた上で、個別に広告し得る事項とするよう検討する。			
対応の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 広告規制の緩和(ポジティブリストの追加) </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：逐次実施) </div> <div style="text-align: center;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> <div style="text-align: center;"> 措置困難 その他 </div> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 原則自由化 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：逐次実施) </div> <div style="text-align: center;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </div> <div style="text-align: center;"> 措置困難 その他 </div> </div> </div> </div>			
(説明)	<p>医療は、人の生命・身体に直接関わるサービスであり、不当な広告による被害が著しいこと、極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から、実際のサービスを事前に判断することが困難であることから、医業等に関する広告を原則禁止した上で、事実や客観性がある情報など検証可能事項については、個別に広告しうる事項として追加していく方式（ポジティブリスト方式）が適当と考えている。</p> <p>なお、本年4月より、医師・歯科医師の専門性や手術件数等、医療機関が広告可能な事項を大幅に拡充したところである。</p>			
担当局課室等名	医政局総務課			

分野	医療	意見・要望提出者	日本商工会議所ほか財界団体、個人	
項目	医療機関の第三者評価の充実			
意見・要望等の内容	(1) 評価項目の改善、受審率の向上 (2) 評価受審の義務化、認定の差別化			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>第三者による医療機能評価については、(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価が実施されている。(平成14年3月末現在、認定病院数638)</p> <p>病院機能評価は病院の自主的な受審に基づくものであり、受審した病院が評価結果を自主的に広告することが認められている。(平成13年1月31日厚生労働省告示第19号)</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 医療分野ウ】</p> <p>第三者機関による医療機関の評価の充実の観点から、高度な医療を行う特定機能病院については、適切な第三者による医療機能評価の受審を積極的に推進する。さらに、機能評価の普及の観点から、国公立病院、国公立大学病院等については、今後とも率先して評価の受審を行うようにする。</p>			
対応の状況	<p>(1) 措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：平成14年度)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
	<p>(2) 措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>(1) 【評価項目の改善、受審率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目の改善を行ったところであり、平成14年度から新評価項目体系に基づく新審査体制で評価を実施する。 ・平成18年度までに2000病院の受審を目標として、評価調査者(サーベイヤー)養成事業への補助などにより、受審を促進することとしている。 <p>(2) 【評価受審の義務化、認定の差別化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価事業は、医療機関の自主的な自己点検を支援するものであり、病院に対して審査料金等の負担を強いるものであることから、一律に義務化することには馴染まない。 ・本年4月より認定医療機関が個別の審査項目につき広告することができるよう広告規制を緩和し、その他の医療機関との差別化が図れるよう措置を行ったところである。 				
担当局課室等名	厚生労働省医政局指導課			

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会、経済同友会	
項目	医療機関経営に株式会社方式を認めるなど、経営形態の在り方の見直し			
意見・要望等の内容	医療機関の経営力の強化を図り、また事業の継続・拡大も行えるよう、株式会社による参入と、現行の医療法人が株式会社形態に転換することを解禁する。			
関係法令	医療法第7条第5項	共管	なし	
制度の概要	<p>医療法第7条第5項において、営利目的の病院等に対しては、開設の許可を与えないこととしている。</p> <p>なお、株式会社等の営利企業が開設する病院等であっても、社員の福利厚生目的で開設するものに対しては、開設の許可を与えることとしている。</p>			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野ウ】 設置主体等に関する多様な意見を踏まえた上で病院の経営形態の在り方についての問題点や課題を整理・検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>株式会社による医療機関経営については、「社会保障審議会医療部会」において検討を進めてきたが、医療の強い公共性と株主への利益配当という2つの要請を両立させることは困難であること、医療費の高騰を招きかねないこと等の問題があることから、慎重な対応を求める意見が多数を占めた。</p> <p>医業経営の近代化・効率化については、資金調達手段の多様化や企業経営ノウハウの導入なども含めて、平成14年度においても引き続き、「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において検討する。</p>				
担当局課室等名	医政局総務課			

分野	医療	意見・要望提出者	連合
項目	医療機関経営に株式会社方式を認めるなど、経営形態の在り方の見直し（反対）		
意見・要望等の内容	医療機関経営に株式会社方式を認める規制の見直しについては、事業継続性の不確実さ、競争激化による医療費増加のおそれが強く、反対である。		
関係法令	医療法第7条第5項	共管	なし
制度の概要	<p>医療法第7条第5項において、営利目的の病院等に対しては、開設の許可を与えないこととしている。</p> <p>なお、株式会社等の営利企業が開設する病院等であっても、社員の福利厚生目的で開設するものに対しては、開設の許可を与えることとしている。</p>		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野ウ】 設置主体等に関する多様な意見を踏まえた上で病院の経営形態の在り方についての問題点や課題を整理・検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） <p>株式会社による医療機関経営については、「社会保障審議会医療部会」において検討を進めてきたが、医療の強い公共性と株主への利益配当という2つの要請を両立させることは困難であること、医療費の高騰を招きかねないこと等の問題があることから、慎重な対応を求める意見が多数を占めた。</p> <p>医業経営の近代化・効率化については、資金調達手段の多様化や企業経営ノウハウの導入なども含めて、平成14年度においても引き続き、「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において検討する。</p>			
担当局課室等名	医政局総務課		

分野	医療	意見・要望提出者	個人
項目	医師等の資格の撤廃		
意見・要望等の内容	医師、弁護士等々も本当は資格の規制は不要です。はやる医者、はやる弁護士の情報さえ明らかにされれば、そこに行けばよいです。		
関係法令	医師法等	共管	
制度の概要	医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者については、それぞれの資格法に基づき、免許、試験、業務等に関する事項が規定されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 医療は国民の生命・健康に直結する極めて重要なものであり、これを自由に認めた場合、公衆衛生上重大な危害を及ぼすおそれがある。このことから、一定の条件を満たした者について医師等医療従事者の資格を定め、独占的に医業等に従事させることとし、その業務範囲や果たすべき義務等について必要な規制を行っているものであり、こうした規制は合理的なものであると考えている。			
担当局課室等名	医政局医事課		

分野	医療	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会、個人	
項目	医師等の免許の更新制度の導入			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師国家資格の更新制を導入すること。【日本労働組合総連合会】 ・ 資格免許の更新制度の導入によりもたらされるより良い緊張感が、医療の質の向上に資する。【個人】 ・ 事故やミスによっては免許の取り消しも含め、更新制度のようなものもあっていいと思います。【個人】 			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	医師等の免許について、更新を行う制度は存在しない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 医師の免許更新制度については、医師が最新の医学的知識を確保することを目的とする場合、それは専門科等により多岐にわたるものであることから、免許更新の際に一律に確認することは困難である。また、免許更新を行うにあたっては膨大な事務量が必要になると考えられるが、これに見合う効果が得られるかどうかは疑問であり、医師免許の更新制度を導入することは困難であると考えている。				
担当局課室等名	医政局医事課			

分野	医療	意見・要望提出者	個人
項目	医師等の臨床研修の充実		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新資格者の臨床研修について、少なくとも医師は5年間、看護婦は2年間行うことが必要。【個人】 ・色々な疾患に対応できる医師の育成のため総合診療研修を行う。【個人】 		
関係法令	医師法第16条の2 歯科医師法第16条の2	共管	
制度の概要	医師・歯科医師については、医師法及び歯科医師法の規定により、免許を受けた後も2年以上、厚生労働大臣の指定する病院等で臨床研修を行うよう努めることとされている。 なお、医師の臨床研修については平成16年度より、歯科医師の臨床研修については平成18年度よりそれぞれ必修化されることとなっている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野イ b】 臨床能力の充実・向上の観点から、卒業直後の臨床研修について、本来の目的である幅広い臨床の基本的な能力の修得を可能とすべく、その在り方について引き続き検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 医師・歯科医師の資質の向上を図るため、医師の臨床研修については医道審議会医師分科会医師臨床研修検討部会において、歯科医師の臨床研修については医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修検討部会において、それぞれ臨床研修の必修化に向けた研修プログラム等に関する検討を行っている。 なお、臨床研修は、6年間の医学部教育を受けた後に、医師として必要な臨床能力を身につけるために研修を行うものであり、このための期間として2年が適当であると考えている。			
担当局課室等名	医政局医事課、歯科保健課		

分野	医療	意見・要望提出者	個人
項目	看護師の臨床研修の充実		
意見・要望等の内容	・新資格者の臨床研修について、少なくとも看護師は2年間行うことが必要。【個人】		
関係法令	なし	共管	
制度の概要	看護師については、看護師免許取得後の臨床研修制度は設けていない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 厚生労働省としては、看護師を含む看護職員の臨床技能の向上を図ることは重要であると認識しており、平成14年度に「看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討会」を開催し、看護技術能力の向上に向けた卒前教育、新人看護職員研修についての調査検討を行うこととしている。			
担当局課室等名	医政局看護課		

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	在宅医療促進のための看護婦の業務内容の見直し。			
意見・要望等の内容	在宅医療のサービス内容を充実するために、技術のある看護婦の裁量権を拡大すべきである。例えば、医師以外の職種による死亡確認を認める（アメリカ等）、在宅で、医師付き添いがなくとも、注射、点滴等を認める。			
関係法令	保健婦助産婦看護婦法第5条、第37条	共管	なし	
制度の概要	保健婦助産婦看護婦法第5条において、看護婦の業務は「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする」こととされており、また、同法第37条において、看護婦等は、「主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなしその他医師若しくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない」とされている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野イ】 看護婦等の業務内容に関し、訪問看護の現場における業務の安全性や効率性等を確保する観点から、訪問看護婦の行う業務の標準的作業手順等について検討を行う。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	平成13年度において、14種類の医療処置ごとにプロトコールを完成させ、その普及を図ることを目的とした、「訪問看護婦が行う医療処置管理看護の標準化およびその普及に関する研究」に取り組んだところである。			
担当局課室等名	医政局看護課			

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本労働組合総連 合会	
項目	医療分野における労働者派遣規制の見直し			
意見・要望等 の内容	労働者派遣法の適用除外業務から管理栄養士を除外する。【経済団体連合会】 病院ではチーム医療が中心であり、医師や看護師の連携が重要である等の観点から、派遣 規制を撤廃することには反対。また、現在派遣が認められている補助的業務について、使 用者責任の確立及び管理実態の把握を行う。【日本労働組合総連合会】			
関係法令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の就業条件の整備等に関する 法律第4条 同法施行令第2条	共管	なし	
制度の概要	医療は人の生命や健康を扱うものであり、チームの密接な連携により提供される必要があ ることから、医療関係職種について、労働者派遣事業を行うことが禁止されている。			
計画等にお ける記載の 状況	【改革工程表別表 規制改革（医療）】 医療分野における労働者派遣規制の見直し			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 〕	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他
（説明） 「社会保障審議会医療部会」における議論を踏まえ、医療分野の労働者派遣規制に関する案をとりまと めたところ。				
担当局課室等名	医政局医事課			

分野	医療	意見・要望提出者	経団連
項目	管理栄養士の有効活用のための規制緩和		
意見・要望等の内容	<p>(1) 労働者派遣法の適用除外業務から管理栄養士を除外すること。</p> <p>(2) 管理栄養士が電話やＣＣＤカメラ等を通じて行った栄養指導を診療報酬の対象となることを明示すべき</p>		
関係法令	<p>(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第４条及び同施行令第２条</p> <p>(2) 健康保険法第４３条ノ９第２項</p>	共管	
制度の概要	<p>(1) について</p> <p>管理栄養士の業務のうち、傷病者の療養のため必要な栄養指導については、医療チームの一員として医師、看護婦、歯科医師、薬剤師、レントゲン技師との密接な意思疎通及び信頼関係といった高度な連携のもとに行わなければならないことから、労働者派遣業事業の適用を除外されている。</p> <p>(2) について</p> <p>いわゆる遠隔医療について、電話等による再診、テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査等の評価が行われている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>()</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>(1) について</p> <p>「社会保障審議会医療部会」における議論を踏まえ、医療分野の労働者派遣規制に関する案をとりまとめたところ。</p> <p>(2) について</p> <p>遠隔医療等のさらなる診療報酬上の評価については、遠隔医療の持つ特殊性を考慮し、その有効性及び普及性の進展等を総合的に勘案しつつ、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、検討。</p>		
担当局課室等名	(1) 健康局総務課生活習慣病対策室 (2) 保険局医療課		

分野	医療	意見・要望提出者	経団連、個人
項目	病床規制について		
意見・要望等の内容	病床数による一律の規制でなく、地域の多様なニーズに柔軟に対応できるようにすべきである。		
関係法令	医療法第30条の3	共管	なし
制度の概要	医療法第30条の3において、都道府県は当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとしており、地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連携等の確保を図ることを目的とし、具体的には、基準病床数の算定、地域医療支援病院の整備目標、救急医療の確保、へき地医療の確保及び医療従事者の確保等について医療計画に定めている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>医療計画は、高齢化社会が進展する中で国民に対し適正な医療をあまねく確保するため、無秩序な病床の増加のコントロール、医療資源の効率的活用、医療施設間相互の機能連携等の確保を目的として、昭和60年の12月の医療法改正により法制化。各都道府県は、医療計画の策定の際に、基準病床数を定めることとなるが、無秩序な病床の増加のコントロールはもとより、望ましい一定水準を示すもののほか、規制を発動するための根拠となる一定水準を示すものとして必要不可欠である。</p> <p>なお、平成13年3月施行の医療法改正により、都道府県知事の裁量で地域の医療の実情を反映することができるよう入院率、流入・流出加算の見直し等を行ったところ。</p>			
担当局課室等名	医政局指導課		

分野	医療	意見・要望提出者	札幌市医師会、個人	
項目	医療のデータベース化・ネットワーク化について			
意見・要望等の内容	E B Mの導入により、おおよその診療マニュアルを作成			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	インターネット等を利用して質の高い医療情報を提供すること。 これらの情報を発信するためのデータベースを整備すること。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野イ】 医療の質の向上の観点から、医療機関における診療データの整備と併せて、個人情報の保護に注意を払いつつ、E B M (Evidence-based Medicine:根拠に基づく医療)のための大規模な知見を集積したデータベースの整備を検討する。当該データベースの構築に当たっては、データの収集、蓄積、管理等の手続を明確にするとともに、患者個人のデータに関するプライバシーの保護を図った上で運用上の透明性の確保に努め、十分な科学的信頼性を確保することを検討する。			
対応の状況	措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施予定時期：平成14年度より逐次、マニュアルは16年度までに20疾患)				
(説明) 厚生労働省としては、E B Mが実践できるよう、インターネット等を利用した質の高い情報を医療関係者等に提供するためのデータベースを整備することとしている。 このため、厚生労働科学研究費補助金として、情報提供データベースの構築のための予算として2.7億円を計上しているところである。 診療マニュアルについて、標準的治療法をまとめた学会による診療ガイドライン策定支援を、現在厚生科学研究費において実施している。この中には国民向けのわかりやすいガイドラインも盛り込み、広く情報公開することも目的としている。				
(内訳) 糖尿病、急性心筋梗塞、喘息、高血圧症、泌尿器科系疾患の5疾患については既に完成。 白内障、腰痛症、胃潰瘍、くも膜下出血、アレルギー性鼻炎については本年度末完成予定 肺がん、脳梗塞、リウマチ、乳がん、肝がん、アルツハイマー、骨粗鬆症については14年度末完成予定				
担当局課室等名	医政局研究開発振興課医療技術情報推進室			

分野	医療	意見・要望提出者	健康保険組合連合会、経済同友会	
項目	医療情報のIT化			
意見・要望等の内容	医療機関のIT体制整備を含め医療情報システムのグランドデザインを策定すること			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」決定（H13.3.29）であるe-Japan重点計画の中において、電子カルテをはじめ様々な医療情報の電子化の推進等について普及方策、普及目標等を定めた医療分野のIT化に関する戦略的なグランドデザインを作成することとされている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野 ア a】 医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のIT化に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、各種IT化を統合的に推進する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：H13.12.26公表)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>医療におけるIT化に関する戦略的なグランドデザインとして、昨年12月26日に「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」をとりまとめたところ。</p> <p>この中で、平成18年度までに400床以上の病院の6割以上に電子カルテを普及させることなど、IT化の具体的な数値目標を設定するとともに、目標達成に向けたアクションプランを示したところであり、今後、その実現に向けて最大限努力していく。</p>				
担当局課室等名	医政局研究開発振興課医療技術情報推進室			

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会ほか健康保険組合経営研究会、健康保険組合連合会	
項目	カルテ・レセプトの電子化による医療機関への情報開示義務づけ			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ カルテ・レセプトの電子化による医療機関への情報開示義務づけ ・ 医療情報を（カルテ・レセプト）を個人情報保護を条件に医療機関・保険者のみならず国民にも情報を開示する 			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	情報開示に関する法律はなし。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野 ア b】 電子カルテの普及促進と併せて、医療機関における診療情報の開示に耐えられる診療情報の適切な管理体制の整備を促進する方策について検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） カルテ等の診療情報の開示については、現在進められている医療従事者の自主的な取組が医療現場に定着することが必要であり、その法制化については、医療従事者の自主的な取組の状況や患者の側の認識や意向の推移、診療情報の提供及び診療記録の開示についての環境整備の状況を見た上で、さらに検討を行う必要があると考えている。 なお、電子カルテを導入した医療機関については、「診療録等の電子媒体による保存について」（平成11年厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知）に基づき、その適正な運用に努めているほか、「診療情報の提供に関する普及・啓発等研修事業」により、診療録管理に従事する者への研修等に対して補助を行い、適切な管理体制の整備を促進しているところ。				
担当局課室等名	医政局総務課・医事課・研究開発振興課医療技術情報推進室			

分野	医療	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	電子化された診療録等の外部保存について			
意見・要望等の内容	電子媒体での診療録等について、一定の要件のもとに外部保存を認めること。			
関係法令	「診療録等の電子媒体による保存について」(H11.4.22 健政発517号医薬発第587号 保発第82号)、医療法第21条	共管	なし	
制度の概要	診療録等の電子媒体による保存について、上記通知により適正な運用に努めているが、その保存場所については、当該医療機関内とされている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 医療分野 ア c】 他の医療機関あるいは医療期間外におけるデータの保管の在り方について、個人情報の保護に留意しつつ、医療法上の解釈を明確にする。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成14年3月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年厚生労働省医政局長、保険局長通知)により、医療機関外におけるデータ保管の在り方について、解釈を明確にしたところ。				
担当局課室等名	医政局医事課			

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	レセプトの電子媒体による保存		
意見・要望等の内容	保険者においてレセプトを電子媒体で保存することを認める。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	健康保険組合においては、各健康保険組合の実情等を踏まえ、組合会の議決を得た上で、健康保険組合毎に適切な期間レセプトを保存することとされている。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 横断的措置事項 1 IT関係 工 社会・行政の情報化 医療分野における「IT革命」の推進 保険者におけるレセプト保管について、電子媒体での保存を認める。		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 原本性の確保や個人情報の保護等の問題点に留意し、検討を行っているところ。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	遠隔医療の適用の拡大			
意見・要望等の内容	慢性疾患等で在宅指導で十分な患者のケアの場合など、遠隔医療を積極的に認めるべきである。			
関係法令	医師法第20条	共管	なし	
制度の概要	<p>「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」について）」（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）により、直接の対面診療を行うことが困難である場合には、遠隔診療を行うことが可能であるとしている。</p> <p>なお、医師法第20条の規定により、医師が自ら診察しないで治療等を行うことは禁止されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>上記通知は、慢性疾患等により在宅指導等で十分な患者のケアについて遠隔診療を行うことを排除するものではなく、通院が困難な場合等において、医師の適切な判断のもとに遠隔診療を行うことは可能であり、厚生労働省としても、「地域医療充実のための遠隔医療補助事業」を実施し、その推進に努めているところ。</p> <p>なお、医師法第20条等において無診察診療を禁止しているのは、医師等が直接対面により自ら疾病を確認することなく、治療や処方せんの交付を行うことは、国民医療上不測の危害を生ずるおそれがあるためである。このことから、上記通知において、「診療は、医師等と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである」としているものである。</p>				
担当局課室等名	医政局医事課、研究開発振興課医療技術情報推進室			

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会、健康保険組合連合会等	
項目	保険者機能の強化			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者によるレセプトの審査支払、その民間委託を認める。 ・ 保険者と医療機関の診療報酬の割引契約を認める。 			
関係法令	健康保険法第43条の9	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書（レセプト）の審査については、審査支払事務の効率化・円滑化の観点から、社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関が保険者の委託をうけて行っている。 ・ 保険者から保険医療機関等への診療報酬の支払は、診療報酬点数表に基づいて行われている。 			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 4医療関係 ア医療システム 保険者機能の強化 審査支払機関への委託を行わずに保険者がレセプト審査を行うことの可能性について、当事者の意向も考慮しつつ、検討し、結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
(1) 保険者が特定の保険医療機関との合意により、自らレセプトの審査支払を行うこと及びその民間委託を行うことができる旨の通知を発出する予定。				
(2) 保険者と医療機関の診療報酬に係る個別契約については、具体的な実施方策等を検討しているところ。				
担当局課室等名	保険局保険課			

分野	医療	意見・要望提出者	連合、米国等
項目	<ul style="list-style-type: none"> レセプト電算処理システムに係る個別指定制度の廃止 審査支払事務の効率化 		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> レセプト電算処理システムに参加する地域や医療機関を指定する個別指定制度を即刻廃止する。 IT化の推進等により審査支払事務の効率化をはかる。 		
関係法令	療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第3条	共管	なし
制度の概要	レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関は、紙の診療報酬明細書（レセプト）に代えて磁気媒体に収録したレセプトを審査支払機関に提出することができる。		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 横断的措置事項 1 IT関係 工社会・行政の情報化 医療分野における「IT革命」の推進 レセプトの電算化について、医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出を普及・推進するため、その普及状況を見つつ、必要に応じて普及方策について検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成13年12月より施行）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） （1）レセプト電算処理システムに参加する地域や医療機関を指定する個別指定制度については、平成13年10月1日をもって廃止済みであり、同年12月1日から適用されている。 （2）レセプト電算処理システムの推進のため、大病院を中心とした計画的推進を図るとともに、以下のような取組を実施中。 傷病名マスター検討会（平成14年3月28日）において、傷病名マスター改訂案をとりまとめ。（平成14年度夏を目途に適用予定） 平成13年度第二次補正予算において、国立病院、特定機能病院等のレセプト電算化に要する経費を措置。 平成14年度、オンライン請求システムのセキュリティの確保、経済効果等の検証を実施。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電算化		
意見・要望等の内容	社会保険診療報酬支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理を効率化すること。		
関係法令	療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第3条	共管	なし
制度の概要	レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関は、紙の診療報酬明細書（レセプト）に代えて磁気媒体に収録したレセプトを審査支払機関に提出することができる。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） レセプト電算処理システムについては、医療機関と審査支払機関との間を中心として推進しているところであるが、審査支払機関と保険者との間についても、保険者側の受入れ体制等に留意しつつ検討を進める。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示		
意見・要望等の内容	社会保険診療報酬支払基金の審査の結果を保険者に対し開示し、また、不適切な請求の多い医療機関については、医療機関名を公表するべきである。		
関係法令	社会保険診療報酬支払基金法	共管	なし
制度の概要	保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書（レセプト）の審査は、社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関が保険者の委託を受けて行っている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 社会保険診療報酬支払基金の審査に関する情報開示のあり方については、審査の公平、公正性に対する保険者の信頼を確保する観点からその具体的内容について検討中。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	個人
項目	医療に関する情報公開（審査支払機関に被保険者の代表を入れる）		
意見・要望等の内容	・審査支払機関に被保険者の代表を入れる。		
関係法令	社会保険診療報酬支払基金法第10条	共管	なし
制度の概要	保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書（レセプト）の審査については、社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関が保険者の委託をうけて行っている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 支払基金の理事には、被保険者を代表する者が含まれている。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	健康保険組合の適用・給付業務の外部委託		
意見・要望等の内容	健康保険組合の業務について、適用・給付業務のうち、単純な定型的な業務については、外部業者への委託を認めること。		
関係法令	健康保険法第25条	共管	なし
制度の概要	健康保険制度においては、政府とともに、健康保険組合が保険者として健康保険事業を行っている。		
計画等における記載の状況	規制改革3か年計画 4医療関係 ア医療システム 保険者機能の強化 保険者と民間企業が契約し、後者に健康保険組合の事務処理を委託できるように検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期 :)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(説明) 現在、健診事業等の業務については、外部委託を実施している健康保険組合がある。さらに、事務処理の効率化を図る観点から、個人情報保護等に配慮しつつ、民間事業者等に業務を委託できる範囲等について検討中であるが、保険給付の決定や保険料の徴収といった公的医療保険を実施していく上で根幹となるべき業務は健康保険組合自らが実施するべきであるため、適用・給付業務については外部に委託することは困難である。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	健康保険法に関する認可事項の届出事項への緩和		
意見・要望等の内容	健康保険組合の財産処分、事業所編入を行う際には厚生労働大臣の認可が要件とされているが、これを届出制に改めるべき。		
関係法令	健康保険法施行令第56条、第67条	共管	なし
制度の概要	健康保険組合の重要財産の認可、事業所編入については、厚生労働大臣の認可が必要とされている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>(1) 重要財産処分については、組合財政に支障が生じないようにその適否を判断する必要があるため、認可事項としているところ。なお、平成14年3月29日付通知により、健康保険組合が土地収用法等に基づき行政機関等に財産の売却等を行う場合には、財産処分に係る認可を不要とした。</p> <p>(2) 事業所編入については、当該事業所の被保険者等の権利義務に関わるものであり、届出制とすることは困難。なお、平成14年3月22日付通知により、健康保険組合の合併事業所編入について、企業グループの関係にある場合には合併・編入できるようにするとともに、総合健康保険組合に関する地域規制を撤廃した。</p>			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	連合
項目	保険医の定年制		
意見・要望等の内容	保険医の定年制を導入すること		
関係法令	健康保険法	共管	なし
制度の概要	保険医療機関において健康保険等の診療の従事する医師や歯科医師は、厚生労働大臣（権限は地方社会保険事務局に委任）の登録を受けた医師や歯科医師でなければならない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 保険医の定年制については、高齢の医師が特に地域医療で大きな役割を果たしているという医療提供への影響、職業選択の制限、一定の年齢での線引きが難しい等の問題があり、現在のところ、実施することは困難と考えている。			
担当局課室等名	保険局医療課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	健康保険組合の継続療養制度の廃止		
意見・要望等の内容	継続療養制度については、即時廃止すべきである。		
関係法令	健康保険法第55条、第55条ノ2	共管	なし
制度の概要	一定期間継続して被保険者であった者が、被保険者資格を喪失した際疾病等に関し療養の給付等を受けていた場合は、当該疾病等に係る療養の給付等を一定期間継続して受けることができる。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成15年4月施行予定)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	今国会に提出している健康保険法等の一部を改正する法律案において、医療保険制度の給付率を7割に統一することに伴い、継続療養制度は廃止することとしている。		
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	任意継続被保険者制度の見直し		
意見・要望等の内容	<p>任意継続期間を2年から1年に短縮し、55歳から60歳未満の退職者についての特例的な取扱いを改めて通常の退職者と同様の1年とするべき。</p> <p>資格取得のために必要な健康保険被保険者期間を継続して2ヶ月から継続して1年に延長すべき。</p> <p>前納額については、市中金利に連動して、弾力的に設定できるようにすべき。</p>		
関係法令	健康保険法第20条、第21条、健康保険法施行令第82条	共管	なし
制度の概要	<p>健康保険の被保険者資格を喪失する日の前日まで継続して2ヶ月以上被保険者である者については、資格喪失後も最長2年間、被保険者として資格を継続することができる。</p> <p>また、保険料については前納が認められており、その場合、保険料は4.0%割引される。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>(1) 任意継続被保険者制度は、資格喪失後も事業主負担分の保険料を納めることで、傷病手当金も含め一般の被用者保険の被保険者と同様の保険給付を行うもので、被保険者にとって重要な保障を行っており、その趣旨に鑑み現段階でこれを短縮することは困難である。なお、任意継続被保険者期間の特例については、今国会に提出している健康保険法等の一部を改正する法律案においては、廃止することとしている。</p> <p>(2) 任意継続被保険者制度は、継続して2ヶ月被保険者であることをその適用要件としているが、これは、一旦被保険者資格を取得した者がその資格を任意に継続するためのものであることから、被保険者資格の取得要件にあわせて設けられているものである。なお、保険料を前納する場合の割引率については、健康保険法施行令を改正し、平成13年4月から5.5%から4.0%に引き下げたところ。</p>			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	老人保健拠出金算定方法の見直し（過大過小申告の基準について）		
意見・要望等の内容	乖離率が5～10%でも補正可能とすることによって、年度間格差を縮小し、健保組合の円滑な予算策定を可能とする。		
関係法令	老人保健法第54条～57条	共管	
制度の概要	各医療保険者が拠出する概算医療費拠出金等の算定にあたって基礎数値となる前々年度の実績数値がたまたま異常数値であったり、また、前々年度以降の事情から前々年度の実績数値を用いて概算医療費拠出金等を算定することが不適當な場合、当該保険者の申請に基づき申請数値により概算医療費拠出金等を算定するものである。異常値（「著しく過大又は過小」とは、前々年度の前々年度の前後数年間の実績の推移等から妥当と認められる数値に比し「おおむね20%以上」乖離していると認められる場合を指す。 「保険者の拠出金の額の算定に係る過大・過小の基準等について」（平成7年老企第2号）		
計画等における記載の状況	該当無し		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： 〕	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>当該制度は前々年度の実績に比して妥当と認められる数値と著しく乖離する場合に補正を行うものであり、その乖離率の基準は例外と認めうる数値である20%とされているところであるが、現行制度上も特別な事情がある場合には20%未満のときも例外事情を認め、補正を認めているところである。</p> <p>また、基準を一律に引き下げることにより該当保険者が増加すれば、過大過小申告による負担軽減機能が弱まることとなり、制度の趣旨を没却することになる。</p>			
担当局課室等名	保険局総務課老人医療企画室		

分野	医療	意見・要望提出者	連合、関経連、日本商工会議所、経済同友会、個人	
項目	診療報酬体系の見直し			
意見・要望等の内容	出来高払い方式を廃止して、コスト意識が働く定額払い方式を導入すること。また、DRG - PPSを試行の動向や問題点を注視し、日本にあった方式で導入すべき。			
関係法令	健康保険法第43条ノ9第2項	共管	なし	
制度の概要	<p>現行の診療報酬においては、出来高払いを基本としつつ、定額払いも導入しているところ。</p> <p>平成10年11月より、国立病院等10病院において、急性期入院医療に係る診断群別の定額払いの試行を実施。また、平成13年4月より、DRGを用いた診療内容の分析を行う観点から、民間病院の参加を得て、定額払いを伴わない形での調査を開始している。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ウ 医療機関</p> <p>DRG - PPSの導入</p> <p>b DRG - PPS (Diagnosis Related Group-Prospective Payment System: 診断群別包括払い方式) の導入に際して必要となるデータの収集と具体的な導入方法の検討を急ぐとともに、PPSの具体的な問題点について併せて検討を進める。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成15年4月)			
(説明)				
<p>診療報酬における出来高払いや定額払いについては、それぞれにメリット、デメリットがあり、それぞれの長所を組み合わせつつ、評価すべき医療サービスの内容に応じて個々具体的に出来高払いとするか、定額払いとするかを判断することが必要である。</p> <p>また、急性期入院医療に係る診断群別の定額払い方式の試行事業については、平成13年4月に試行事業の内容を改定したところであり、引き続き、国立病院等10病院において実施。</p> <p>平成14年度診療報酬改定において、特定機能病院等における医療機関別の包括評価を概ね平成15年4月を目途に導入することとした。</p>				
担当局課室等名	保険局医療課			

分野	医療	意見・要望提出者	経団連、関経連、健保連、経済同友会等
項目	新規医療機器及び医療技術における混合診療の容認、特定療養費制度の問題点の改善		
意見・要望等の内容	<p>新規に製造承認や輸入承認を受けた医療機器のうち、保険適用が認められていないものについて、保険診療の上乗せとして、一部患者負担による使用を認めるなど、自由診療と保険診療の併用を認めるべき。</p> <p>反対意見もあり。</p>		
関係法令	健康保険法第44条	共管	なし
制度の概要	<p>現在、公的医療保険制度においては、医療機関が行った診療行為に係る費用については、一部負担金や標準負担額以外に患者からの費用を徴収することは、原則として認められていない。ただし、医療に対する国民のニーズの多様化、医療サービスの高度化等に対応するため、昭和59年に特定療養費制度を導入し、高度先進医療、選定療養については、患者から別途費用を徴収することが認められている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム</p> <p>保険診療と保険外診療の在り方</p> <p>保険診療と保険外診療の併用（いわゆる混合診療）は、特定療養費制度による場合を除き禁止されているが、患者ニーズの多様化や医療技術の急速な進歩により適切に対応するため、保険診療の在り方について、特定療養費制度のより積極的な活用を含め、検討する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>平成14年度診療報酬改定において、患者ニーズの多様化等へ対応する観点から、医療用具の治験、薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等について、特定療養費制度の拡大を行った。</p>			
担当局課室等名	保険局医療課		

分野	医療	意見・要望提出者	米国、日本商工会議所																	
項目	医療機器・医薬品の価格算定改革																			
意見・要望等の内容	<p>(1) 新規医療用具の迅速な審査と償還区分等を規定する透明な書面によるルール作りを進める。</p> <p>(2) 外国価格調整などの革新的な製品の価値を下げる恣意的な価格算定方法とならないこと。</p> <p>(3) 薬価算定ルールは革新的な製品を適正に評価し、市場の役割を認めたものとする。</p> <p>(4) 価格改革を行っている政府機関や審議会に対して、米国の医療機器・医薬品業界が意味のある機会を与えられるようにすること。</p>																			
関係法令	なし	共管	なし																	
制度の概要	薬価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。																			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム 医薬品・医療機器の保険償還																			
対応の状況	<p>(1)～(3)について</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width:25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width:25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済 措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成14年4月)</p> <p>(4)について</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width:25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width:25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済 措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																	
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中																			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																	
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中																			

(説明)

(1)及び(2) 平成14年度の医療材料価格制度改定において、革新的な医療用具については適切に評価することを基本とし、公平かつ合理的な価格算定ルールを導入した。

(3) 平成14年度の薬価制度改定において、先発品の価格の適正化を図るためのルールを導入するとともに、画期的新薬に係る加算率を引き上げるなどの薬価算定ルールの見直しを行った。

(4) 平成14年度の薬価制度及び医療材料価格制度の改定に当たり、厚生労働省及び中央社会保険医療協議会が実施した主な意見交換等は以下のとおり。

- ・ 平成13年9月 厚生労働省は米国企業を含む医療材料業界と意見交換
- ・ 平成13年9月 中央社会保険医療協議会は米国企業を含む医療材料業界から意見聴取
- ・ 平成13年10月 厚生労働省は米国企業を含む医薬品業界と意見交換
- ・ 平成13年11月 中央社会保険医療協議会は米国企業を含む医療材料業界及び医薬品業界から意見聴取

担当局課室等名	保険局医療課
---------	--------

分野	医療	意見・要望提出者	連合、関経連、日本商工会議所	
項目	「205円ルール」の廃止			
意見・要望等の内容	医療行為の透明性を高めるために、「205円ルール」を廃止すべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>診療報酬明細書には調剤単位数、薬剤料の総点数、薬剤名、規格単位、投与量、薬剤点数等を、調剤報酬明細書には調剤数量、薬剤料、医薬品名、規格、用量、単位薬剤料等を記載することとされている。ただし、一剤一日分の薬価が二百五十円以下の内服薬等については、診療報酬及び調剤報酬の請求事務の負担を軽減する観点から、診療報酬明細書にあつては薬剤名、規格単位及び投与量の記載を、調剤報酬明細書にあつては医薬品名、規格及び用量の記載を、省略することができる取扱い（いわゆる「205円ルール」）としている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成14年4月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 保険医療機関等の医事会計の電子計算処理の進ちょく状況にかんがみ、診療報酬等の請求の一層の透明化を図る観点から、205円ルールを廃止した。				
担当局課室等名	保険局医療課			

分野	医療	意見・要望提出者	経団連
項目	遠隔医療に関する診療報酬上の適正な位置づけ 看護補助者の業務に関する民間委託の容認 診療報酬改定の早期化		
意見・要望等の内容	(1) 電気通信を介した遠隔地からの診療行為、管理行為について診療報酬上の請求を認めること。 (2) 診療報酬の算定においては、看護補助者が保険医療機関に雇用されていることが要件となっているが、この要件を緩和すること。 (3) 診療報酬改定時期を早期化することによって、事業者が早期にシステム変更に着手できるようにすること		
関係法令	健康保険法第43条ノ9第2項	共管	なし
制度の概要	現行の診療報酬においては、 ・ いわゆる遠隔医療について、電話等による再診、テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査等の評価が行われている。 ・ 派遣された看護補助者の数も看護職員数に算定することができることとなっている。 また、診療報酬の改定については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、2年に1回程度行われている。		
計画等における記載の状況	なし		

<p>対応の状況</p>	<p>(1) について</p> <table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>[措置済 措置予定]</td> <td>[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成14年4月)</p> <p>(2) について</p> <table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>[措置済 措置予定]</td> <td>[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施時期：平成11年)</p> <p>(3) について</p> <table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>[措置済 措置予定]</td> <td>[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																						
[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]																								
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																						
[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]																								
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																						
[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]																								
<p>(説明)</p> <p>(1) について</p> <p>平成14年度診療報酬改定において、遠隔診療の評価の充実の観点から、離島等の医療機関による画像診断(CT等)に係る加算を創設したところ。</p> <p>(2) について</p> <p>平成11年の労働者派遣法の改正により、法令に列挙された業務以外の業務に係る労働者を派遣することができることとなった。看護補助者に係る業務は前記法令に列挙されていないため、派遣された看護補助者も看護職員数に算定することができることとなっている。</p> <p>(3) について</p> <p>診療報酬改定及び制度実施の時期については、早期告示に努力しているが、政府予算案の確定とともに診療報酬全体の改定率が確定すること、診療報酬改定は中央社会保険医療協議会への諮問及びその答申を経てなされること等から、制約が存在するところ。</p>																									
<p>担当局課室等名</p>	<p>保険局医療課</p>																								

分野	医療	意見・要望提出者	連合
項目	初診料における時間外・休日加算の基準の明確化		
意見・要望等の内容	初診料における時間外・休日加算の基準の明確化		
関係法令	健康保険法	共管	なし
制度の概要	保険医療機関が標示する診療時間以外の時間においてや休日において、保険医療機関が初診を行った場合には、診療を行う態勢を準備しなければならないことを考慮して加算制度が設けられている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)			
時間外加算及び休日加算の基準については、平成12年3月17日付保険発第28号においては、時間外や休日の定義などが明示されているところ。			
(参考)			
時間外加算について			
<ul style="list-style-type: none"> 時間の標準は概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は、午前8時前と正午以降)である。 時間外とされる場合でも当該保険医療機関の診療が常態となっているときは時間外とはならない。等 			
休日加算について			
<ul style="list-style-type: none"> 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日等をいう。 地域医療支援病院などの休日における救急医療のために診療を行っている医療機関が対象となる。等 			
担当局課室等名	保険局医療課		

分野	医療	意見・要望提出者	横手福祉治療針灸マッサージ師会、 個人	
項目	鍼灸マッサージに係る健康保険適用について			
意見・要望等の内容	療養費払いに係る同意書等の添付、適応症の緩和、一般医療との併施、期間等の制限の撤廃、受領委任払いの確立を図ること等			
関係法令	健康保険法第44条ノ2	共管	なし	
制度の概要	健康保険においては、疾病又は負傷に対して、療養の給付等を行うことが原則であるが、療養の給付等を行おうとしても行い得ない場合には現金給付としての療養費支給の方法を認めている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>はり、きゅうによる施術については、その効果のメカニズムが明らかでない部分もあるが、鎮痛等の一定の効果が認められる場合もある。したがって、健康保険法上の療養の給付には該当しないが、保険者は、保険医療機関における療養の給付によっても適当な治療手段のないなど、被保険者に対して療養の給付をなすことが困難な場合等に限り、医師の同意に基づき、はり、きゅうによる施術に対する療養費を支給することができる。具体的には、神経痛及びリウマチ等に限定しているところである。</p> <p>はり、きゅうによる施術の対象疾患の範囲については、その効果等に係る研究を受けて適切に拡大を行ってきているところであり、現時点で更に拡大する考えはない。</p> <p>また、はり、きゅうによる施術については、対象疾患が慢性疾患であり、長期間実施されるものであるが、医療保険の効率化の観点から、漫然とではなく有効かつ効率的に施術が実施されるよう、保険診療における施術回数及び期間の制限を設けているところである。</p> <p>健康保険法は、保険医療機関による療養の給付を原則としており、保険医療機関における療養の給付によっても適当な治療手段のないなど、療養の給付をなすことが困難な場合等に限り、医師の同意に基づき、はり、きゅうによる施術等に対する療養費の支給を認めており、同意書等の添付は必須である。</p>				
担当局課室等名	保険局医療課			

分野	医療	意見・要望提出者	経団連			
項目	柔道整復師に対する支払業務の簡素化					
意見・要望等の内容	支払い業務の簡素化を図るため、柔道整復師施術療養費支給申請書の様式を統一し、記載項目を簡素化すること。受領委任を推進すること。					
関係法令	健康保険法第44条ノ2	共管	なし			
制度の概要	健康保険における医療給付は現物としての療養の給付を原則としているが、保険者は、やむをえないと認めたときには現金給付として療養費を支給することができることとなっている。また、受領委任に係る協定とは、療養費の支給を被保険者にかわって施術者が受けることとする協定（契約）である。					
計画等における記載の状況	なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: top;"> 検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕 </td> <td style="width: 33%; text-align: center; vertical-align: top;"> 措置困難 其他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 （実施（予定）時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 其他
措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 （実施（予定）時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 其他				
<p>（説明）</p> <p>健康保険法第44条ノ2の規定による療養費の支給については保険者の判断によりなされることとなり、受領委任による療養費の支払いについても、保険者や施術者等の当事者による協定（契約）により決定されるものである。また、療養費の申請書の様式については、保険者が被保険者や施術者等との合意により決定するものであることから、特定の様式とするよう義務化することは困難である。</p>						
担当局課室等名	保険局医療課					

分野	医療	意見・要望提出者	日本商工会議所、東京商工会議所	
項目	医薬分業の推進			
意見・要望等の内容	安全な薬剤使用ができるように、患者が特定のかかりつけの薬局で複数の処方せんを勘案して最適な薬剤の提供を受ける医薬分業体制の確立が望ましく、薬剤師実務研修の拡充や顧客別薬歴データ管理の推進など医薬分業のための環境整備を重点的に進めるべきである。			
関係法令	医師法第22条 薬剤師法第19条、第23条	共管	なし	
制度の概要	原則として、医師が患者に処方せんを交付し、患者が自由に選択した薬局の薬剤師が患者の持参した処方せんに基づいた調剤を行うこととされている。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）【 8イ 薬歴管理の電子化】 薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。（平成13年度：検討）			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>医薬分業については、</p> <p>薬の専門家である薬局薬剤師が、医師の処方せんに基づき服薬指導を行うとともに、</p> <p>かかりつけ薬局が患者の薬歴管理を通じて、複数の医療機関からの薬剤の重複投与や飲み合わせによる副作用を防ぐ</p> <p>などの保健衛生上の利点があることから、従来からその推進に努めているところであり、患者が利点を実感できるかかりつけ薬局の普及等、今後もその推進に努めていく。</p>				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会、チェーンストア協会	
項目	薬剤費削減のための制度改正（代替調剤の導入）			
意見・要望等の内容	処方せんに医薬品が商品名で記載されている場合、薬剤師が患者の合意と選択に基づいて、有効成分等が同じ医薬品を用いた調剤を認める仕組み、いわゆる「代替調剤」を導入すべきである。			
関係法令	薬剤師法第23条2項	共管	なし	
制度の概要	薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更してはならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>現行の医療制度において、処方せんが医薬品の一般名により記載されている場合については、当該一般名に該当する薬剤を選択することができることとなっている。</p> <p>いわゆる代替調剤については、医療関係者の理解や環境整備が必要であり、今後とも検討していく。</p>			
担当局課室等名	医薬局総務課、保険局医療課			

分野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	処方箋の電子メール配信の規制緩和			
意見・要望等の内容	医師から交付された処方せんをファックスだけでなく、電子メールによっても配信を認めるべき。			
関係法令	薬剤師法第23条	共管	なし	
制度の概要	<p>薬剤師は、医師、歯科医師等の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされているが、患者が寝たきり又は歩行困難である場合や遠隔診療に基づき薬剤が処方された場合等には、患者からファクシミリで電送された処方せんの写しに基づいて行う薬剤の調製等は、薬剤師が患家を訪問し、処方せんを受領して内容を確認することにより、翻って当該処方せんによる薬局での調剤とみなすこととしている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 患者が寝たきり又は歩行困難である場合や遠隔診療に基づき薬剤が処方された場合等には、患者から電子メールで電送された処方せんの写しに基づいて行う薬剤の調製等は、薬剤師が患家を訪問し、処方せんを受領して内容を確認することにより、ファクスによる場合と同様、翻って当該処方せんによる薬局での調剤とみなされる。				
担当局課室等名	医薬局総務課			

分野	医療	意見・要望提出者	社団法人関西経済連合会
項目	治験を実施しうる医師等の職員数の充実及び施設整備（国立大学、国立病院）		
意見・要望等の内容	治験を円滑に実施するため職員数の確保及び治験管理室等の施設整備が必要		
関係法令	なし	共管	文部科学省
制度の概要	-		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明) 当該意見・概要は規制改革に関する意見・要望ではない。</p> <p>なお、国立病院・療養所では、平成11、12年度に続き、平成13年度においても治験業務の総合調整役であるいわゆる治験コーディネーターとして薬剤師及び看護師を配置したところ。また、治験管理室については38カ所において整備済である。</p>			
担当局課室等名	国立病院部政策医療課		

分野	医療	意見・要望提出者	日本商工会議所																
項目	「生活習慣病予防」への国民的取り組みの強化																		
意見・要望等の内容	<p>国民に対する健康づくりへの普及啓発を一層強化するとともに、計画についての国及び地方自治体、職域・地域別の保険者と医療機関による相互連携と役割分担による着実な実施が求められる。</p> <p>また、生活習慣病予防への主体的な取り組みをもっと高く評価する必要がある、予防検診等についても保険給付の対象とすべきである。</p>																		
関係法令	健康保険法第43条ノ9第2項	共管	なし																
制度の概要	<p>健康増進法を制定して国及び地方公共団体はもとより、国民自身、保険事業実施主体（学校、保険者、事業者等）、民間団体等多様な主体により健康づくり対策を総合的かつ計画的に推進していこうとしている。このような中で「医療制度改革大綱」（平成13年11月29日政府・与党社会保障改革協議会）においても医療制度改革の一環として、健康づくりや疾病予防のための法的基盤の整備を指摘されたところである。</p> <p>また、健康保険制度における療養の給付の対象は、診療行為等に限定されている。</p>																		
計画等における記載の状況	なし																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">（一部）措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">（一部）措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">実施（予定）時期（平成15年度）</td> </tr> </table>			（一部）措置済・措置予定	検討中	（一部）措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			実施（予定）時期（平成15年度）			
（一部）措置済・措置予定	検討中	（一部）措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
実施（予定）時期（平成15年度）																			
<p>（説明）</p> <p>国民に対する健康づくりへの普及啓発の一層の強化という点については、「医療制度改革大綱」（平成13年11月29日政府・与党社会保障改革協議会）において医療制度改革の一環として、健康づくりや疾病予防のための法的基盤の整備を指摘されたことを受け、健康増進法を制定して国及び地方公共団体はもとより、国民自身、保険事業実施主体（学校、保険者、事業者等）、民間団体等多様な主体により健康づくり対策を総合的かつ計画的に推進していこうとしているところである。</p> <p>また、予防検診等を保険給付の対象とすべきであるという点については、生活習慣病に係る予防検診の重要性を認識しているものの、国庫補助のさらなる充実ならばともかく、健康保険制度における療養の給付の対象は、疾病や負傷に対する診療行為などに限定されていることから、予防検診を診療報酬上評価することは困難である。</p>																			
担当局課室等名	健康局生活習慣病対策室 保険局医療課																		

分野	医療	意見・要望提出者	個人
項目	予防接種の充実		
意見・要望等の内容	予防接種（インフルエンザなど）の充実		
関係法令	予防接種法	共管	
制度の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。		
計画等における記載の状況	平成13年11月7日に予防接種法改正を行い措置済		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施時期：平成13年11月7日)		
(説明)			
<p>平成6年改正法附則により、法律の施行後5年を目途として、疾病の流行状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況及び法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、予防接種法及び結核予防法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっていた。</p> <p>そこで、公衆衛生審議会感染症部会において検討を加えた結果、平成10年冬季にインフルエンザにより肺炎等の合併症により1,330人が死亡し、そのうち1,137人が65歳以上の高齢者であり、インフルエンザの予防接種が高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されたことから、高齢者を対象としてインフルエンザの予防接種を促進するために、予防接種法の対象疾病にインフルエンザを追加したところである。</p> <p>接種体制については個別接種とされており、市町村においても広報等を通じ、接種対象者、接種時期、接種実施医療機関等を周知し、啓発普及を実施するなどして、接種機会を多く確保できるように努めているところである。</p>			
担当局課室等名	健康局結核感染症課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	健康保険の届出事務について、本社での一括適用を認める		
意見・要望等の内容	健康保険の届出事務について、本社での一括適用を認めるべきである。		
関係法令	健康保険法第13条等	共管	なし
制度の概要	健康保険・厚生年金保険は適用事業所に使用される者を対象とし、これへの加入脱退の手続、保険給付の手続、保険料の納入などは、適用事業所単位で行われる。		
計画等における記載の状況	規制改革3か年計画 4 医療関係 ア医療システム 15 健康保険の届出事務 健康保険の届出事務について、本社での一括適用を認める。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年10月施行予定)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 今回の健康保険法等の一部を改正する法律案においては、同一事業主の事業所については、厚生労働大臣の承認を受けて一括適用をすることができることとしている。			
担当局課室等名	保険局保険課		

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本チェーンストア協会	
項目	社会保険における各種届出の電子媒体化			
意見・要望等の内容	健康保険・厚生年金保険に関する事業主からの各種届出書について、電子媒体による届出を認めること。			
関係法令	健康保健法施行規則第3条等	共管	なし	
制度の概要	健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得及び得喪、被保険者の報酬月額に関する事項、被保険者の氏名等の変更等につき、保険者に届出を行う。 (健康保険法施行規則第3条、厚生年金保険法施行規則第15条等)			
計画等における記載の状況	規制緩和推進3か年計画 3 情報・通信関係 (6)社会・行政の情報化 事業主から健康保険組合への磁気媒体による届出を認める方向で検討し、結論を得る。 規制改革推進3か年計画 5 福祉等関係 工 年金 厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の磁気媒体による届出について、一般事業所でも行えるよう所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成14年6月(施行予定))			
(説明)	平成14年3月26日に公布された「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」により、事業主から保険者に提出する適用関係書類について、磁気媒体により行うことを可能とした。(平成14年6月1日から施行。)			
担当局課室等名	保険局保険課 社会保険庁年金保険課			

分野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	雇用保険と厚生年金・健康保険の資格取得・喪失の届出手続の一元化		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険と社会保険の資格取得・喪失手続を一元化し、公共職業安定所あるいは社会保険事務所のいずれかの窓口で両方の手続を完了できるようにすべき。 ・ 資格取得・喪失手続書類を一元化すべき。 		
関係法令	健康保険法第8条、健康保険法施行規則 第10条ノ2・第10条ノ3 厚生年金保険法第27条、厚生年金保険法施行規則第15条・第22条 雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条・第7条	共管	なし
制度の概要	健康保険・厚生年金保険の資格取得・喪失届は、社会保険事務所に提出 雇用保険の資格取得・喪失届は、公共職業安定所に提出		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 社会保険料及び労働保険料の徴収事務について、事業主の負担軽減と事務運営の効率化を図る観点から、雇用保険と社会保険の資格取得などの手続を、できる限りインターネットによる両制度の共通の窓口である厚生労働省受付システムを通じての一元的な受付ができるよう準備を進めているところ。			
担当局課室等名	職業安定局雇用保険課、社会保険庁運営部企画課		

分野	医療	意見・要望提出者	日本経済団体連合会、関西経済連合会	
項目	標準報酬月額の見直し（随時改定の廃止）			
意見・要望等の内容	健康保険、厚生年金における標準報酬月額の改定について、随時改定を廃止し、定時決定に一本化する。			
関係法令	健康保険法第3条第4項 厚生年金保険法第23条	共管	なし	
制度の概要	健康保険、厚生年金の被保険者の標準報酬については、原則として被保険者が毎年8月1日において、現に使用される事業所において、5、6、7月の3か月に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬を決定し（定時決定）、それをその年の10月から翌年9月までの1年間適用することとしているが、継続した3ヶ月間に被保険者の報酬に著しい変動が生じた場合には、その3ヶ月の報酬を基礎に標準報酬を改定し（随時改定）、報酬の変動が生じた翌月から適用することとなっている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>応能負担を採っている健康保険、厚生年金制度における保険料は、本来的には被保険者の実報酬を基礎に保険料を算定すべきものであるが、多数の被保険者を対象とし、大量の事務を処理する上で正確迅速を期する観点から、標準報酬制を採用しているものである。随時改定制度は、標準報酬に大きな変動があった場合に、被保険者の標準報酬を実態に近づけるためのものであり、これを廃止することは、制度の趣旨に反し、困難である。</p>				
担当局課室等名	保険局保険課 年金局年金課			